

参加者確認公募 募集要領

令和 8 年度 OECD における生態影響の新規
試験法に関する開発・検討及び GLP 監視当
局活動への支援業務

環 境 省

令和 8 年度 O E C D における生態影響の新規試験法に関する開発・検討及び G L P 監視当局活動への支援業務に係る参加希望書類の募集要領

1 総則

令和 8 年度 O E C D における生態影響の新規試験法に関する開発・検討及び G L P 監視当局活動への支援業務に係る参加者確認公募の実施については、この要領に定める。

2 業務概要

(1) 業務名

令和 8 年度 O E C D における生態影響の新規試験法に関する開発・検討及び G L P 監視当局活動への支援業務

(2) 業務内容等

別添仕様書のとおり。

(3) 履行期限

令和 9 年 3 月 3 1 日

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 技術力に関する要件

- ① OECD 加盟国の国際的なデータ相互受入れの枠組み及び OECD テストガイドラインの内容について熟知していること。具体的には、OECD 加盟国の国際的なデータ相互受入れの枠組み及び OECD テストガイドラインに関連する業務を請け負ったことがある、もしくは OECD の関連会合に参加した経験があること。又はこれらと同等の知見を持つと判断できる経験を有すること。
- ② 生態毒性試験において試験困難物質のばく露法、分析法等の評価方法に対する高度な知見を有し、より正確度及び精度の高い有害性評価ができる新規評価技術を構築し、OECD に提案する能力を有していること。具体的には、ゼブラフィッシュ（*Danio rerio*）を用いた魚胚急性毒性試験（FET

試験、TG236)の実施経験を有するとともに、メダカ (*Oryzias latipes*) を用いた魚類急性毒性試験 (TG203)、ヨコエビを用いた底質試験法、ニジマスのエラ細胞株を用いた試験法 (TG249)、ウキクサ試験 (TG221)、タマミジンコ (*Moina macrocopa*) を用いた繁殖試験 (TG211 に準ずる) 等が実施できること。

③ 試験により得られた結果を学会での議論も踏まえながら適切に分析・考察し、現行化審査への新たな試験法の導入に向けた提案や、OECD テストガイドライン化に向けた国際的な対応が行えること。具体的には、このような分析・考察や提案、対応を行う業務を請け負った経験を有すること。

④ 動植物毒性試験に係る GLP 基準適合性検討業務は中立な立場で行う必要があるため、動植物毒性試験に係る GLP 基準適合確認試験施設でないこと。

(3) 業務実績及び執行体制に関する要件

上記(2)①～④に関する実績・経験を持った人員を要し、本業務に配置できること。

4 参加希望書類の募集に関する質問の提出先及び回答

この参加者確認公募募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館24階)

環境省大臣官房会計課契約第一係

TEL: 03-3581-3351 内線 6038

(2) 提出方法

持参、郵送又は電子メール(KEIYAKU@env.go.jp)により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和8年1月26日(月)16時00分まで

(持参の場合は12時～13時を除く)

(4) 回答方法

令和8年1月27日(火)までに環境省ホームページの「申請・手続き」>「調達情報」>「入札等情報」>請負業務「参加者確認公募(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

5 提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

令和8年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討及びGLP監視当局活動への支援業務に係る参加希望書類(別添様式参照)

(2) 提出期限等

① 提出期限

令和8年2月10日(火)16時00分

- ② 参加希望書類の提出場所及び作成に関する問合せ先
4（１）に同じ。
- （３）書面による提出の場合
 - ① 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
 - ② 提出部数
５部
 - ③ 提出場所
4（１）に同じ。
- （４）電子による提出の場合
 - ① 提出方法
電子ファイル（PDF形式）により、電子メール＊１で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送＊２で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。
＊１ 電子メール１通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）
＊２ 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
 - ② 提出場所
電子メールの場合：KEIYAKU@env.go.jp
DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：4（１）に同じ
- （５）提出に当たっての注意事項
 - ① 持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（12時～13時を除く）とする。
 - ② 郵送する場合は、封筒に「令和8年度 OECD における生態影響の新規試験法に関する開発・検討及び GLP 監視当局活動への支援業務に係る参加希望書類在中」と朱書きすること。
 - ③ 提出期限までに到達しなかった参加希望書類は、無効とする。
 - ④ 提出された参加希望書類は、その事由の如何にかかわらず、提出期限以降は差替え又は再提出を行うことはできない。
 - ⑤ 提出された参加希望書類は、返却しない。
 - ⑥ 提出された参加希望書類は、提出者に無断で、参加希望書類の審査以外の目的には使用しない。
 - ⑦ 虚偽の記載をした参加希望書類は、無効とする。また、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
 - ⑧ 参加希望書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る参加希望書類については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約した上で提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約した旨を明記すること。

7 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和４年９月１３日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

８ 参加希望書類の審査

- （１）環境省において、提出された参加希望書類に基づき、当該参加希望書類の提出者が３に定める応募要件を満たしているか否かについて審査し、その結果を参加希望書類の提出者に対して通知する。
- （２）審査に当たっては、参加希望書類の記載内容について提出者に問い合わせることがあるので、参加希望書類提出後、（１）の通知までは、問い合わせに適切に対応できるようにすること。提出者が問い合わせに応じないとき、又は提出者と連絡が取れないときは、応募要件の確認ができないため、応募要件を満たさないと判定することがある。
- （３）審査の結果、応募要件を満たすと認められる者が一しかない場合にあつては、当該応募者との契約手続に移行し、応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合にあつては、一般競争入札手続（総合評価落札方式）に移行することとする。

９ その他

- （１）手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）関連情報を入手するための照会窓口
４（１）に同じ。
- （３）令和０７・０８・０９年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」の認定を受けていない者であっても、参加希望書類を提出することができるが、その者が３に定める応募要件を満たすと認められ、一般競争入札手続（総合評価落札方式）に移行した場合には、開札時まで当該資格の認定を受ける必要がある。
- （４）契約締結日までに令和８年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降となる。
また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

◎添付資料

- | | |
|--------|---------------|
| （別添） | 仕様書 |
| （参考） | 契約書（案） |
| （別添様式） | 参加希望書類の提出について |

(別記様式1)

質問書

業 務 名	令和8年度 OECD における生態影響の新規試験法に関する開発・検討及び GLP 監視当局活動への支援業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名：氏 名：
担当者連絡先	T E L：
	E-m a i l：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、参加希望書類の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添様式)

令和 年 月 日

環境省大臣官房会計課長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

令和 8 年度 OECD における生態影響の新規試験法に関する開発・検討及び
GLP 監視当局活動への支援業務に係る参加希望書類の提出について

標記の業務について、当社において実施することを希望します。
応募要件を満たしていることを、添付資料のとおり証明します。
なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- (1) 技術力に関する要件 (様式任意)
(2) 業務実績及び執行体制に関する要件 (様式任意)

(担当者等)

所属部署：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：